＊実際の国民年金の証明書です（11月発送済み）

料金後納郵便

999－9999

XXXXXXXXXX

親展

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX　様

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告（年末調整・確定申告）する際は、この証明書や領収証書が必要です。

控除証明書専用ダイヤル（平成23年3月15日まで）
℡0570-070-117
※ナビダイヤル
一般電話・公衆電話から、市内通話料金でご利用いただけます。

IP電話等の方は℡03-6700-1130へお電話ください。

返送先
宛先不明の際は、下記に返信してください。
XXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXX
〒999－9999
XXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXX

➡社会保険料控除申告の際は、ここから切り取ってご使用ください。➡

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名　XXXXXXXXXXXXXX　様
住　　所　XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX

平成２２年中（１月１日～９月３０日）に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。

証明日　平成２２年１０月１日

歳入徴収官　厚生労働省年金局事業管理課長　印

平成２２年中の納付済保険料額

①納付済	納付済保険料の証明額	Z,ZZZ,ZZ9円

（ご参考）

②見込額	証明日から、平成22年中に納付が見込まれる保険料額	Z,ZZZ,ZZ9円
③合計額	②見込額がある場合の合計額（①納付済＋②見込額）	Z,ZZZ,ZZ9円

●上記の「①納付済」欄の証明額は、平成２２年１月１日から９月３０日までの間に納付していただいた保険料額の総額です。
●上記の「②見込額」は、証明日時点での納付方法で引き続き年末までに納付していただいた場合の保険料額を表示しています。
●以下の場合は、②見込額・③合計額を表示しておりませんので、ご了承ください。
・既に他の年金制度（厚生年金保険等）の被保険者となっている場合
・平成２３年３月までの保険料を前納されている場合
・保険料の未納期間があるなど、今後の納付が予測できない場合
など

➡切り取らないでください。➡

左の「①納付済」欄の証明額は、下記の「済」で表示した月分の保険料を合計した額です。また、「②見込額」欄の額は、「見」で表示した月分の保険料を合計した額です。

年＼月	納付対象月 1 2 3	4 5 6	7 8 9	10 11 12
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX

◎口座振替で毎月納付されている方へ
・保険料の納付期限は、翌月末日（末日が休日等の場合は翌月最初の営業日）です。
・11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）の口座振替日は、翌年1月4日となりますので、その保険料は見込額に含めておりません。（翌年分の控除対象となります。）

◎社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ
●「③合計額」欄に額の記載がある方は、「③合計額」欄の額を申告してください。
●「③合計額」欄に額の記載がない方は、「①納付済」欄の額を申告してください。
これらの額で申告する場合は、この証明書を申告書に添付等をしていただければ、領収証書の添付等は必要ありません。
ただし、証明日から12月31日までの間に、上記の「済」または「見」以外の月分の保険料を納付していただいた場合は、その額を左記の「①納付済」欄の額（②見込額がある場合は、「③合計額」の額）に加算した額を申告してください。その際は、加算した分の領収証書も添付等が必要です。

裏面

控除証明書専用ダイヤル

お問い合わせは『控除証明書専用ダイヤル』へ！
0570－070－117（平成23年3月15日まで）

※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。
ただし、携帯電話の場合は全額お客様負担となります。
※IP電話等の方は「03-6700-1130」へお電話ください。
こちらの番号の通話料金は全額お客様負担となります。

（受付時間）
○月～金曜日：午前8:30～午後5:15
ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7:00まで受付
○第2土曜日：午前9:30～午後4:00
＊祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

差出人
日本年金機構
Japan Pension Service
〒168－8505
東京都杉並区高井戸西3－5－24

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

●国民年金保険料は、所得税及び住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。

●国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、保険料を支払ったことを証明する書類（本証明書又は領収証書）の添付等が義務付けられています。

●ご家族の保険料も控除の対象となります。
世帯主は、世帯（家族）の国民年金保険料を連帯して納付する義務があります。また、夫婦も互いの保険料を連帯して納付する義務があります。連帯納付義務者が納付した国民年金保険料は、納付した方が申告することができます。

●年内に納付する保険料は、今年分として申告できます。
この証明書に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納付した場合は、今年分として申告することができます。
この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付した保険料額を合算して申告してください。なお、あとから納付した保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。

●日本年金機構ホームページにおいて、「控除証明書」の詳細な内容を掲示しておりますのでご参照ください。

お知らせ

●保険料納付は、口座振替が便利でお得です。
口座振替なら早割制度（当月保険料の当月引落）が選べます。早割をお申し込みいただくと初回に2か月分の保険料（通常の保険料額と５０円割引された保険料額）の口座振替を行い、その後毎月の保険料額が５０円割引となります。

●国民年金保険料を前納すると割引があります。
最も割引額が多い「口座振替での１年度分保険料の前納」は、毎年２月末がお申し込みの期限です。
※ すでに「口座振替での1年度分保険料の前納」をお申し込み済みの方は、再度お申し込みをいただく必要はありません。

ご本人用（控）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）

被保険者氏名　XXXXXXXXXXXXXX　様
基礎年金番号　XXXX－XXXXXX

平成２２年中（１月１日から９月３０日）に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりです。

（平成２２年９月３０日現在）

①納付済保険料の額	Z,ZZZ,ZZ9円

（ご参考）

②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	Z,ZZZ,ZZ9円
③合計額	①納付済＋②見込額（②見込額がある場合に表示）	Z,ZZZ,ZZ9円

上記の「①納付済」欄の証明額は、下記の「済」で表示した月分の保険料を合計した額です。また、「②見込額」欄の額は、「見」で表示した月分の保険料を合計した額です。

年＼月	納付対象月 1 2 3	4 5 6	7 8 9	10 11 12
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
XXXX	XXX	XXX	XXX	XXX

決算書・確定申告書は自分で記入しましょう！！